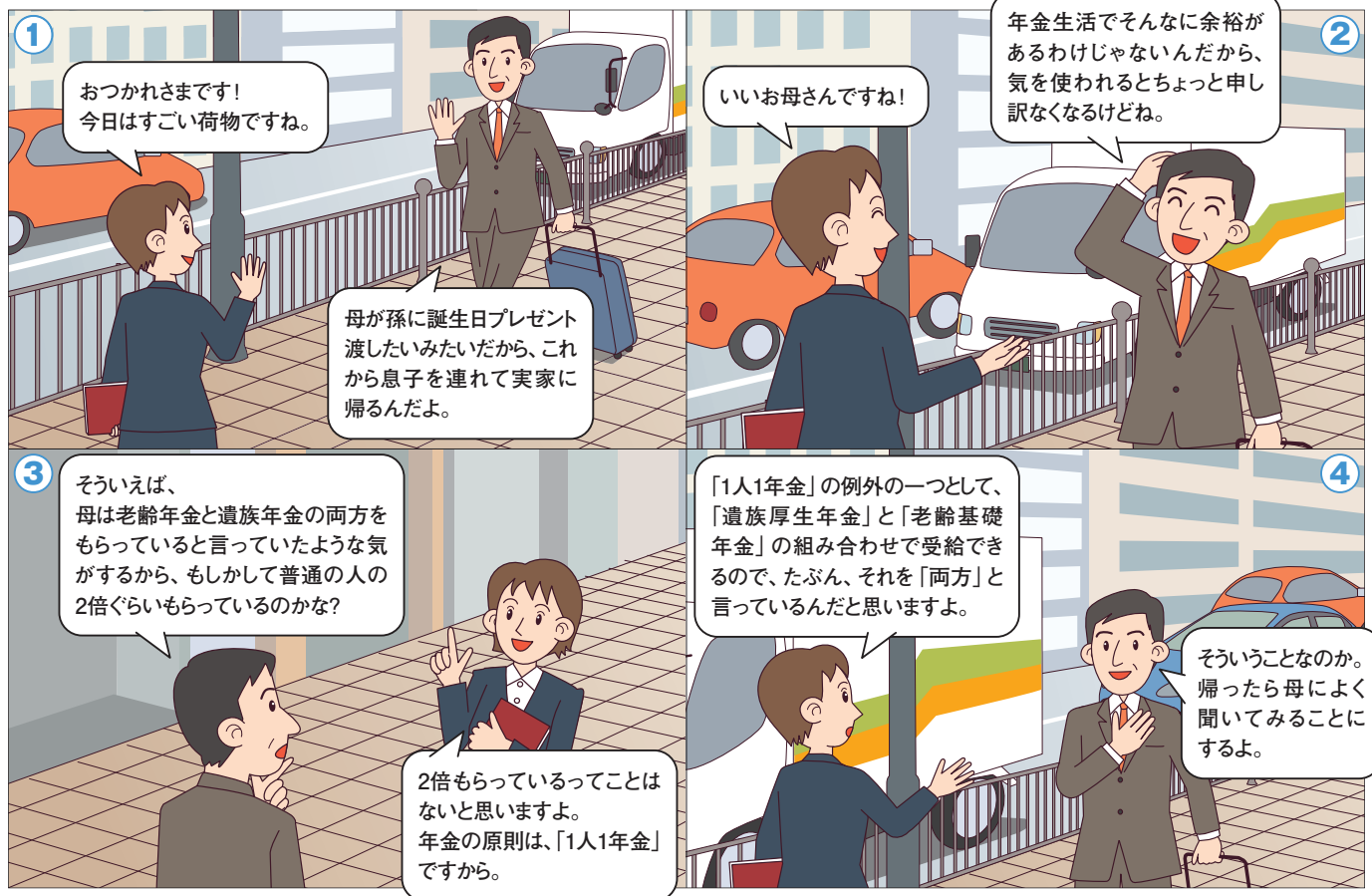




2つ以上の年金を受給できるときの併給調整



現在の年金制度では、「1人1年金」が原則です。同一制度または他の年金制度間において2つ以上の年金を受けられるときは、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。ただし、例外的に複数の年金を受給できる場合があります。

支給事由が同じ場合

日本の公的年金制度は、全国民に共通の「国民年金(基礎年金)」と公務員や会社員などが加入する「厚生年金」の2階建てになっています。そのため、老齢基礎年金と老齢厚生年金など、同じ事由で支払われる年金は、1つの年金とみなされ、併せて受給することができます。

